別表第二　核燃料物質等の工場又は事業所内の運搬に関する措置等に係る技術的細目等を定める告示の一部改正に関する表

改正後	改正前
（用語） **第一条**　この告示において使用する用語は、試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（以下「試験研究炉規則」という。）第十二条及び核燃料物質の使用等に関する規則（以下「使用規則」という。）第二条の十一の七において使用する用語の例による。 （容器に封入することを要しない核燃料物質によつて汚染された物の放射能濃度の限度等） **第二条**　試験研究炉規則第十二条第一項第二号イ及び使用規則第二条の十一の七第一項第二号イの原子力規制委員会の定める限度は、一グラム当たり核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示（平成二年科学技術庁告示第五号）第三条第一号に定めるA2値の一万分の一とする。 2　試験研究炉規則第十二条第一項第二号イ及び使用規則第二条の十一の七第一項第二号イの原子力規制委員会の定める障害防止のための措置は、次の各号に掲げるものとする。 ［一～三　略］ （容器に封入することが著しく困難な物の運搬に関する措置に係る承認の申請書） **第三条**　試験研究炉規則第十二条第一項第二号ロ及び使用規則第二条の十一の七第一項第二号ロの規定による承認の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書によつて行うものとする。 ［一～四　略］ （運搬物及び運搬機器に係る線量当量率） **第四条**　試験研究炉規則第十二条第一項第四号、使用規則第二条の十一の七第一項第四号、試験研究の用に供する原子炉等の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則（昭和六十二年総理府令第十一号）第十五条第六号及び試験研究の用に供する原子炉等の性能に係る技術基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第二十三号）第二十一条第六号の原子力規制委員会の定める線量当量率は、次のとおりとする。 ［一～六　同上］ （危険物） **第五条**　試験研究炉規則第十二条第一項第六号及び使用規則第五条第一項第六号の原子力規制委員会の定める危険物は、次の各号に掲げるものとする。 ［一～五　同上］ （標識） **第六条**　試験研究炉規則第十二条第一項第十号及び使用規則第五条第一項第十号の原子力規制委員会の定める標識は、別記に掲げる標識とする。 （特別措置に係る承認の申請書） **第七条**　試験研究炉規則第十二条第二項及び使用規則第五条第二項の規定による承認の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書によつて行うものとする。 ［一～十　同上］ （特別措置の適用を受ける運搬物に係る線量当量率） **第八条**　試験研究炉規則第十二条第二項ただし書及び使用規則第五条第二項ただし書の原子力規制委員会の定める線量当量率は、十ミリシーベルト毎時とする。	（用語） **第一条**　この告示において使用する用語は、試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（以下「試験研究炉規則」という。）第十二条及び核燃料物質の使用等に関する規則（以下「使用規則」という。）第五条において使用する用語の例による。 （容器に封入することを要しない核燃料物質によつて汚染された物の放射能濃度の限度等） **第二条**　試験研究炉規則第十二条第一項第二号イ及び使用規則第五条第一項第二号イの原子力規制委員会の定める限度は、一グラム当たり核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示（平成二年科学技術庁告示第五号）第三条第一号に定めるA2値の一万分の一とする。 2　試験研究炉規則第十二条第一項第二号イ及び使用規則第五条第一項第二号イの原子力規制委員会の定める障害防止のための措置は、次の各号に掲げるものとする。 ［一～三　同上］ （容器に封入することが著しく困難な物の運搬に関する措置に係る承認の申請書） **第三条**　試験研究炉規則第十二条第一項第二号ロ及び使用規則第五条第一項第二号ロの規定による承認の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書によつて行うものとする。 ［一～四　同上］ （運搬物及び運搬機器に係る線量当量率） **第四条**　試験研究炉規則第十二条第一項第四号、使用規則第五条第一項第四号、試験研究の用に供する原子炉等の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則（昭和六十二年総理府令第十一号）第十五条第六号及び試験研究の用に供する原子炉等の性能に係る技術基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第二十三号）第二十一条第六号の原子力規制委員会の定める線量当量率は、次のとおりとする。 ［一～六　同上］ （危険物） **第五条**　試験研究炉規則第十二条第一項第六号及び使用規則第五条第一項第六号の原子力規制委員会の定める危険物は、次の各号に掲げるものとする。 ［一～五　同上］ （標識） **第六条**　試験研究炉規則第十二条第一項第十号及び使用規則第五条第一項第十号の原子力規制委員会の定める標識は、別記に掲げる標識とする。 （特別措置に係る承認の申請書） **第七条**　試験研究炉規則第十二条第二項及び使用規則第五条第二項の規定による承認の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書によつて行うものとする。 ［一～十　同上］ （特別措置の適用を受ける運搬物に係る線量当量率） **第八条**　試験研究炉規則第十二条第二項ただし書及び使用規則第五条第二項ただし書の原子力規制委員会の定める線量当量率は、十ミリシーベルト毎時とする。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

官庁報告

国家試験

平成29年度春期情報処理安全確保支援士試験合格者

平成29年度春期情報処理安全確保支援士試験の合格者を平成29年6月21日に決定したので受験番号を次のとおり公示する。

平成29年7月7日

経済産業大臣　世耕　弘成